

「広島県河川整備基本方針等検討委員会」

傍聴される方へのお願い

<趣旨>

このお願いは、広島県河川整備基本方針等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の議事を円滑に進めるために、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

<傍聴>

- (1) 新型コロナウイルス感染症予防のため、発熱等の症状がある方は「検討委員会」の傍聴を控えていただくようお願いします。
- (2) 入室の際は、マスクの着用をお願いします。
- (3) 「検討委員会」を傍聴する方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付名簿に」に必要事項を記入してください。
- (4) 傍聴者についての受付時間は、9時45分から検討会の開始時刻10時00分までとします。また、先着順とし、満席（10名）になった場合も受付を終了させていただきます。
- (5) 検討委員会の円滑な進行のため、傍聴者は会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①検討会における言論への批判、可否の表明、拍手などしないこと。
 - ②持ち込んだ資料の配布を行わないこと。
 - ③発言、私語、談論などをしないこと。
 - ④許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないでください。
 - ⑥前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱す行為、議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- (6) 事務局職員は、傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者を退場させることがあります。
- (7) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。